

## ○石川県警察術科教養実施要綱の全部改正について

平成24年10月1日人育甲達第192号  
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成21年3月24日付け務甲達第57号「石川県警察術科教養推進要綱の制定について（通達）」

このたび、術科教養の一層の推進を目的として、別添のとおり石川県警察術科教養実施要綱の全部を改正することとしたので、事務処理上誤りのないようにされた。

なお、対号は、平成24年10月1日をもって廃止する。

### 別添

#### 石川県警察術科教養実施要綱

##### 第1章 総則

##### 第1 目的

この要綱は、石川県警察教養に関する訓令（平成13年石川県警察本部訓令第11号。以下「訓令」という。）第23条の規定に基づき、警察職員（以下「職員」という。）に対する術科教養訓練を組織的・計画的に推進することにより、強じんな体力、旺盛な気力及び何事にも動じない胆力を錬るとともに、職務遂行に必要な術科技能の習得と技能の向上を図ることを目的とする。

##### 第2 術科教養の種別

術科教養は、点検、礼式、教練、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、体育及び救急法の種別により行うものとする。

##### 第3 職員の責務

職員は、術科教養の目的及び重要性を真に理解し、常に術科に関する意識を高め、適切かつ効果的に基礎体力の増進及び職務の遂行に必要な術科技能の向上に真摯に努めなければならない。

##### 第2章 推進体制等

##### 第4 所属長等の責務

###### 1 所属長の責務

所属長は、警察術科が強じんな警察活動を遂行するために、必要不可欠であることを強く認識し、所属職員の術科技能向上に向けた諸施策を効果的に実施しなければならない。

###### 2 教養責任者の任務

訓令第16条に定める教養責任者は術科訓練を適切に管理し、真に実効ある術科訓練を計画的に推進しなければならない。

##### 第5 術科指導者等

###### 1 術科指導者

(1) 配置

ア 警務部人材育成課（以下「人材育成課」という。）及び警察学校に、職員の術科教養に当たる指導者（以下「術科指導者」という。）を置く。

イ 人材育成課に置く柔道、剣道及び逮捕術の術科指導者で柔道、剣道のいずれか6段以上かつ逮捕術上級であって、原則として警察大学校で実施される術科指導者養成科を修了した者を師範と呼称する。

(2) 責務

ア 術科指導者は、その地位と責任を自覚し、常に術科技能の錬磨及び訓練要領の研鑽等を行い、指導能力を養うとともに、術科指導者としての品位を保持し、人格の陶冶に努めなければならない。

イ 術科指導者は、術科教養の実施に際し、対象職員の年齢、体力、技能等の実態を掌握し、職務遂行に即した科学的、合理的な訓練計画、方策等を導入するなど、気力、体力、胆力及び術科技能の向上に必要な訓練指導の効果的かつ効率的に推進しなければならない。

(3) 術科指導者の養成

警務部長は、職員の年齢構成、体力、術科技能等の実態に即した術科教養を継続的かつ効果的に推進するため、術科指導者の組織的、計画的な育成に努めるものとする。

2 術科指導員

(1) 配置基準等

ア 本部各部及び執行隊並びに警察署に所属職員の術科教養に当たる指導員（以下「術科指導員」という。）を置き、関係所属長は、別表1「術科指導員配置基準」に基づき、適切に術科指導員を配置しなければならない。

イ 柔道、剣道及び逮捕術の術科指導員で柔道、剣道のいずれか6段以上かつ逮捕術上級の者を教師と呼称する。

(2) 指定

ア 警察本部長（以下「本部長」という。）は、下記イの事項の一に該当する職員の中から、別記様式第1号「術科指導員指定上申書」による所属長からの上申に基づき術科指導員としての適格性等を判断の上、術科指導員を指定する。

イ 術科指導員の要件は次に掲げるとおりとする。

(ア) 柔道及び剣道の指導員については、それぞれ原則として巡査部長以上の階級にある上位の段位を有する者

(イ) 拳銃操法、逮捕術及び救急法指導員については、それぞれ原則として巡査部長以上の階級にある級位審査の上位の級を有する者

(ウ) 体育の指導員については、原則として巡査部長以上の階級にある警察官又は同相当職の一般職のうち、体育指導の適任者として所属長が認める者

ウ 本部長は関係所属長からの上申に基づき、適格性等を判断の上、術科指導員を指定する。

また、本部長が術科指導員の指定を行った場合には、該当者に対し指定書を交付する。

(3) 任務

ア 術科指導員は、教養担当者（各所属の副署長、次席等）の指揮を受け、術科訓練及び術科技能に関する指導を効果的に行わなければならない。

イ 術科指導員は、常に体力、気力、胆力を養い、術科技能の錬磨と指導能力の向上に努めなければならない。

(4) 術科指導員に対する教養

警務部人材育成課長（以下「人材育成課長」という。）は術科指導員に対し、期間を定めて講習会、実技訓練その他必要な教養を行い、術科技能及び指導能力の向上に資するものとする。

第3章 術科訓練

第6 術科訓練の種別及び基準

1 術科訓練の種別

術科訓練の種別は、次の各号のとおりとする。

(1) 通常訓練

就業時、勤務交替時、定期招集日及び随時設定する教養訓練日等における訓練

(2) 特別訓練

本部長が指定する術科訓練並びに所属長が指定する体力増強及び術科技能研鑽のために行う訓練

(3) 術科特別強化訓練

本部長が各種術科技能向上の中核となる指導者及び要員の養成のため、術科訓練員を指定して行う訓練

2 術科訓練の実施基準

所属長は別表2「術科訓練の種別及び実施基準」に基づき、術科訓練を行うものとする。ただし、警察本部で実施する術科訓練、特別に実施する点検、礼式及び教練は本部長が実施する。

3 職員の訓練実施目標等

職員は、別表3「職員の柔道・剣道訓練実施目標」に基づき、別表4「術科訓練内容種目別表」に定める訓練の実践に努めなければならない。

第7 術科教養推進上の留意事項

所属長その他の上級幹部（以下「管理者」という。）は、術科訓練の推進に当たり、警察礼式、警察点検規範、けん銃訓練要領、逮捕術教範等の規定によるほか、次の事項に留意し、実効ある術科訓練の推進に努めなければならない。

1 術科訓練の重点的推進

(1) 管理者は、術科教養の重要性を真に理解し、自らが率先して術科訓練に参加するなど、組織的な取組を強化すること。

(2) 管理者は、術科訓練が年間を通じ、計画的に実施されるよう訓練時間の確保、訓練方法等について創意工夫を凝らすこと。

## 2 実戦的訓練の実施

- (1) 管理者は、具体的な事案を想定し、活用度の高い術科技能を反復して訓練するなど、警察官の職務執行に直結した実戦的な術科訓練を積極的に実施すること。
- (2) 管理者は、合理的、科学的な手段を取り入れた訓練を行い、実効ある術科訓練の推進に努めること。

## 3 段位の取得

所属長は、各所属における柔道及び剣道の昇段審査受審有資格者を確実に把握し、積極的な昇段審査の受審を奨励すること。

また、40歳未満の警察官に対しては、柔道及び剣道のいずれかで、3段以上を確実に取得するよう、指導を徹底すること。

## 第8 術科訓練実施上の安全管理

- 1 管理者は、術科訓練の実施に伴い、受傷事故防止及び健康管理を徹底するため、指導体制、場所、装備、訓練対象者の年齢、健康状態、技能等の実態を把握し、実情に見合った安全かつ積極的な術科訓練の実施に努めるものこと。
- 2 前記1における安全管理に関する細部の事項については、別に定める。

## 第9 人材育成課長の責務等

- 1 人材育成課長は、警察署の訓練の状況を正確に把握し、指導督励に当たるとともに、術科教養を効果的かつ効率的に推進するため、必要があるときは適宜、各所属に術科指導者を派遣して訓練指導に当たらせるものとする。
- 2 所属長は、所属職員の術科技能向上のため必要と認める場合は、人材育成課長に対し術科指導者の派遣を要請することができる。
- 3 人材育成課長は、術科教養の効果的な推進を図るため、調査研究を行うとともに、人事・厚生等関係部門と連携し、訓練環境の整備、各種助成、評価、特技資格取得者の評価等、術科振興に係る具体的な方策を本部長に具申し、術科振興施策を積極的に推進しなければならない。

## 第10 体力検定等

### 1 体力検定等の実施

所属長は、職員の基礎体力を把握するとともに、職員に自己の体力を認識させるため、警察体力検定（JAPPA T）及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）を毎年実施するとともに、職員に対する体力増進の効果的な指導を行うものとする。

- 2 前記1における体力検定等の細部事項については、別に定める。

## 第11 級位審査及び技能検定の実施

術科の級位審査及び技能検定は、毎年1回以上実施するものとし、その細部の事項については、別に定める。

## 第12 各種術科競技大会の実施

- 1 術科振興と術科技能の向上を図り、併せて職員の士気の高揚、相互の融和、親睦等を図るため、各種術科競技大会を開催する。
- 2 県下術科競技大会は、本部長が期日を定めて実施する。

- 3 方面別大会等の開催、運営については、関係部署の協議によって実施できるものとし、事前に人材育成課長を経由して本部長に報告するものとする。
- 4 所属長は、体力及び術科技能の向上等、術科訓練の効果的な推進を図るため、所属職員の各種術科競技大会の参加に配慮するものとする。

#### 第13 部外大会への参加

- 1 所属長は、所属職員の体力及び術科技能の向上並びに部外者と各種競技を通じて良好な関係を構築することを目的に、部外大会に参加させることができるものとする。
- 2 部外スポーツ等競技会参加者の報告  
所属長は、所属職員を部外団体主催のスポーツ大会等に参加させるときは事前に人材育成課長を経由して部外スポーツ等競技参加報告書(別記様式第2号)により本部長へ報告しなければならない。

#### 第14 各種スポーツ活動の推進

所属長は、所属職員の基礎体力の維持向上と活力ある職場環境の確立に資するため、余暇を活用したランニング、ウォーキング、水泳、テニス、登山、サイクリング等各種スポーツ活動を奨励するなど自主的な健康管理、体力づくりの推進に努めなければならない。

#### 第15 自己啓発の促進と術科訓練に対する評価

- 1 所属長は、職員の術科訓練に対する自己啓発意欲の促進を図るため、環境整備等の方策を積極的に推進するものとする。
- 2 所属長は、術科指導者等の職員に対する訓練指導の実績及び職員自身の自助努力を適正に評価するものとする。

#### 第4章 補則

#### 第16 記録及び報告

- 1 記録及び報告の義務
  - (1) 所属長は、訓令第20条の規定に基づき、職場教養実施簿に訓練実施状況を記録し、人材育成課長を経由して、本部長に報告しなければならない。ただし、教養実施上、特に参考となる事項については、適宜、報告するものとする。
  - (2) 術科指導者等は、術科訓練を指導した都度、その実施結果を術科訓練指導日誌(別記様式第3号)に記載して、所属長に報告しなければならない。
- 2 術科指導員等名簿の備付け
  - (1) 所属長は、術科指導員名簿(別記様式第4号)を備付け、人事異動の都度整理しなければならない。
  - (2) 人材育成課長は、術科指導者カード(別記様式第5号)を備付け、術科指導者の組織的、系統的な育成に努めなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(別表・別記様式 省略)